大中型まき網漁業	一　次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イ～ヌ　（略） ル　佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分 ヲ～ヰ　（略） 二～十　（略）
（削る。）	（削る。）
基地式捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における基地式捕鯨業の操業は、禁止する。
母船式捕鯨業	（略）
かじき等流し網漁業	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。 二　次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六月三十日までの期間内においては、禁止する。 イ　北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点 ロ　北緯三十八度十一秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点 ハ　北緯三十三度十三秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点 ニ　北緯三十三度十三秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ホ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ヘ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点と北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点を結ぶ線と東経百四十一度五十九分四十七秒の線との交点 ト　北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点 三　北緯三十八度十一秒の線、東経百四十六度五十九分四十六秒の線、北緯三十三度十三秒の線及び東経百四十二度五十九分四十七秒の線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から九月三十日までの期間内においては、禁止する。 四　かじき等流し網漁業によるさけ、ます、うみがめ類、くろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。
東シナ海等かじき等流し網漁業	東シナ海等かじき等流し網漁業によるさけ、ます又はうみがめ類の採捕は、禁止する。

大中型まき網漁業	一　次に掲げる海域における大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イ～ヌ　（略） ル　佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の部分 ヲ～ヰ　（略） 二～十　（略）
大型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における大型捕鯨業の操業は、禁止する。
小型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。
母船式捕鯨業	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）